

第２次柳川市観光振興計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第２次柳川市観光振興計画策定業務（以下「本業務」という。）

2 目的

柳川市（以下「委託者」という。）は、平成２９年６月に策定した『第２次柳川市総合計画（前期基本計画）』では、「水と人とまちが輝く 柳川」を将来像として、郷土愛とおもてなしの心の醸成、強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上などを掲げている。本業務は、第２次総合計画の分野別計画という位置づけであり、平成２１年３月に策定した「柳川市観光振興計画」を精査し、現在の情勢などを加味しながら、柳川の観光が着実に発展していく計画として策定するものである。

3 委託概要

- (1) 履行期間 契約締結日から平成３１年３月２２日（金）まで
- (2) 委託上限金額 金 3,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務の内容

本業務のため、以下の要件を業務内容とする。

- (1) 第１次観光振興計画等の振り返り
平成２１年３月に策定した第１次観光振興計画や、柳川市観光まちづくり推進委員会で受けた提言の実施状況や反省等の振り返り
- (2) 調査、情報収集
以下の調査や情報収集を行い、第２次計画へ反映すること。
 - ・国や県等の観光動向、国内外の観光客の傾向を整理
 - ・九州運輸局や九州観光推進機構、福岡県、福岡市、近隣自治体との連携
 - ・「第２次柳川市総合計画（前期基本計画）」等の本市が策定している各種計画や施策を分析して整合性を図ること。また、委託者が調査している観光動態調査など過去の結果の活用
 - ・地域経済分析システム（RESAS）等のビッグデータの活用
- (3) 計画案の作成
関係団体や市役所内の関係部署等との協議、意見交換を踏まえて計画案を作成すること。計画期間は、平成３１年度から平成４０年度までの１０年間とする。
- (4) 策定委員会等の運営支援
計画初年度の平成３１年度予算に反映させるため、平成３０年１１月ま

でに事業骨格を固めることを念頭におくこと。

ア 柳川市観光まちづくり推進委員会の運営支援

- ・会議は3～4回を想定
- ・会議資料及び会議報告書作成（打ち合わせの会議等も含む。）
- ・委員会への出席、説明等
- ・計画案への提案や助言等の取りまとめ
- ・計画案への課題の検討
- ・その他会議等の運営に必要な事項

イ 柳川市観光振興計画策定に関するワーキンググループ運営支援

- ・会議は4～5回を想定
- ・資料及び議事録等の作成

(5) その他

前述の(1)から(4)までの業務に加え、公募型プロポーザル方式による審査会で、受託者が企画・提案したすべての内容を、本業務の委託に反映するものとする。また、本仕様書に記載の無い事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

5 準拠法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書による他、関係各種法令及び計画に準拠することとする。

6 貸与資料

本業務の実施にあたり、必要な資料は委託者から貸与するので、受託者は責任を持ってこれを管理し、汚損や紛失等が無いように取り扱いは万全の注意を払うこととする。また、受託者は、必要がなくなった場合、速やかに返却することとする。

7 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負うこととする。また、委託者へ発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこととする。

8 業務完了報告、成果物、検査

本業務完了時には、次の書類を整備して委託者へ提出すること。なお、納入された成果物を検査した結果、不備が認められた場合は、受託者の負担において速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

(1) 業務完了報告書（本市様式）

(2) 第2次柳川市観光振興計画 製本（カラー） 100部

- (3) 第2次柳川市観光振興計画 概要版（カラー） 200 部
- (4) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (5) 経費明細書（計算書）
- (6) 上記成果物に係る電子データ（PDF ファイル、Word 文書等）

9 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (2) 成果物の著作権及び原版は、すべて委託者に帰属する。そのため、受託者は、成果物に関する著作権及び原版を柳川市へ譲渡する。なお、本著作権には、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含むものとする。また、受託者は、委託者または委託者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。権利譲渡の対価は、委託料に含まれる。
- (3) 策定後の第2次柳川市観光振興計画は、柳川市公式ウェブサイトで公開する。
- (4) 仕様に定めない事項や疑義が発生した場合には、随時、委託者と受託者の間で十分な協議を行うこととする。

10 問い合わせ先、納品場所

柳川市役所 産業経済部 観光課 おもてなし推進係

電 話 （直通）0944-77-8564

FAX 0944-73-2516

E-mail kanko-machi@city.yanagawa.lg.jp